

目次

1. 法律図書館連絡会第62回総会報告	1
2. (報告) 法情報サービスの歴史と法律図書館連絡会	3
3. 法律文献学および法情報調査に関する Frederick Charles Hicks の著作について	9
4. 「日本法令索引」をリニューアルしました	23
5. 主要活動日誌 (2019.9~2020.10)	27
<編集後記>	27

1. 法律図書館連絡会第62回総会報告

(法律図書館連絡会「法図連通信」等編集委員会)

第62回総会は、2019(令和元)年9月13日(金)、立正大学図書館を会場として開催されました。司会は鈴木敦幹事(中央大学図書館)、参加者は全55館中24館、38名(賛助員を含む)でした。以下、総会の主なプログラムを報告します。

10:00-10:20 開会挨拶

常任幹事館(国立国会図書館 大川常任幹事)

開催館(立正大学図書館長 山本貴啓氏)

10:20-11:50 報告(常任幹事館:大阪大学大学院法学研究科資料室 笠学氏)**「法情報サービスの歴史と法律図書館連絡会」**

常任幹事の笠氏から、公共図書館における法情報サービスの歴史と法律図書館連絡会のこれまでの活動を振り返り、公共図書館と当会との交流について検討する必要があるのではないかという問題提起をいただきました。なお、報告の概要等は、本紙 pp. 3-8 でご覧いただけます。

13:00-14:00 立正大学図書館及び古書資料館見学

14:10-15:20 法律関連企業イベント

15:20-15:30 第21回図書館総合展法図連主催フォーラム「知っ得★法情報とレファレンスサービス」案内

16:00-16:50 総会

議長選出・総会成立確認（議長：金澤敬子氏（成城大学法学資料室））

報告事項

① 幹事会報告

計4回開催した幹事会の協議内容等について、大川常任幹事から報告されました。

② 会計報告及び監査報告

2018（平成30）年度の連絡会収支決算の報告について、渡辺幹事（國學院大學）から報告されました。続いて、正木さと子氏（学習院大学）から監査報告がされました。

③ 入退会報告（賛助員入会：1名）

2018（平成30）年度第2回幹事会承認で、賛助員として近藤祐子氏が入会した旨が、大川常任幹事から報告されました。

④ 各委員会報告（「法図連通信」等編集委員会、研修メディア委員会）

「法図連通信」等編集委員会委員長から、「法図連通信」第51号の発行等同委員会の活動状況が報告されました。

研修メディア委員会委員長から、基礎講座について2019年度は「図書館総合展」と連動する形で開催することを検討していると報告されました。

協議事項

①第63回総会開催館について

「幹事会一任とする」旨の議長提案があり、賛成多数をもって提案が了承されました。

②法律図書館連絡会規約の変更について

「法律図書館連絡会規約第8条の2」の変更について提案がされたところ、賛成多数をもって提案が了承されました。

17:00-交流会

「立正大学7号館2階学生食堂」において開催されました。

2. (報告) 法情報サービスの歴史と法律図書館連絡会

(大阪大学大学院法学研究科資料室 笠 学)

1. はじめに
2. 報告の趣旨
3. 公共図書館における法情報サービスの歴史
4. 法律図書館連絡会の歴史
5. ふたつの歴史の比較とまとめ

1. はじめに

筆者は法律図書館連絡会第62回総会(2019年9月13日)において標記の報告を行った。本稿はその概要である。報告の際には資料の引用を省略したが、本稿では参考のためにそのような引用とこれに関連することを補筆している。報告において配布した別紙「法情報サービス年表(1945年頃以降)」および「法律図書館連絡会年表」の2点の資料は省略する。

2. 報告の趣旨

はじめに報告の趣旨などを述べた。筆者は当会と25年以上のかかわりを持つため、自ずと当会の歴史をある程度知っており、現在の当会の位置を確認するとともに、他の会員のみなさまのご参考になるお話を提供する意図があった。当会のこれまでの歴史と現状を見て気づく特徴のひとつは、会員の館種が一定の範囲に限られていることである。発足以来、会員は国の図書館、専門図書館及び大学図書館であった。専門図書館のなかでも、地方自治体の議会図書室が会員であったことはないし、企業の図書室もわずかの例外を除いて実績がほとんどない。また公共図書館が会員であった実績もない。いずれの館種も広い意味で法情報サービスの提供を行ってきたと考えられるが、このように当会と交流の希薄である館種の存在する背景はどのようなものなのか? 当会とそれらの館の歴史を比較して分かることはないだろうか? 今後の当会の活動の参考になることはないだろうか? 問題意識はこのようなものだった。

当会と交流の希薄である館種のうち、公共図書館を取り上げることとした。その理由は、館数のうえでも利用者数のうえでも市民に身近な存在であり、法情報サービスにおいて重要な役割を担っていると思われること、本報告の前年、ある研究会における報告を準備するために、この館種の法情報サービスの歴史について、ある程度の調査を既に行い資料を持っていたことなどである。

報告の流れは次のとおりである。まず、1945年以降の公共図書館における法情報サービスの状況について、文献等で確認できることを報告し、次に、法律図書館連絡会のこれまでの活動の概要を報告した。そして最後に、両者の歴史を比較して検討を行った。

3. 公共図書館における法情報サービスの歴史

公共図書館史に関する概説書等を参照して気づくことは、図書館法(1950年)の施行後、公共図書館は市民生活にサービスを定着させて活動を伸ばす方法を模索していた時期が比較的長かったことである。「図書館法はまがりなりにも成立した。そうして、ここに民衆のための図書館としての公共図書館活動が開始されることになった。閲覧料は—こんなものがまだあったのか、と驚かされるが—やっと廃止され、「格子なき図書館」(CIEの映画)が強調され、本格的に近代公共図書館としての歩みが始まった。」「だが、図書館の中にある古い思想は、簡単には払拭されなかった。理念としては近代化の方向を理解しても、実態はまだまだ変わらなかった。保証金制度、繁煩(マ

マ) な貸出手続き、館内閲覧中心主義の固執、数多くの印判類の捺印など、おいそれとは死滅しなかった。一方では、レファレンスだ、オープン・システムだ、ブックモバイルだ、辞書体目録だと、新しいものの好きのこの国の人たちにとって、飛びつきたくなるような材料は豊富だったが、もっとも近代的図書館として基本的な資料の提供、とくに館外貸出や、地域住民への広汎なサービスといった姿勢はとられなかった¹。1960年代初頭における東京23区内30館の開架率は平均30.5%に過ぎなかった。開架を遅らせた最大の原因は、図書館が利用よりも管理を優先したことにより、その考え方が運営の基準となり、建物の構造を規定したという指摘がある²。

周知のように、『中小都市における公共図書館の運営』（日本図書館協会、1963年）と、その実践例を踏まえて書かれた『市民の図書館』（日本図書館協会、1970年）が運営指針を示して以降、公共図書館は1970年代に館数と利用者数を伸ばしサービスを定着させた³。前者において、図書館は、民主国家の基礎である国民の自由な思考と判断の材料としての知識の糧を提供する、不可欠の機関との基本認識に基づき、住民のニーズに応えられる資料購入費の確保と館外貸出を中心とする資料提供サービスの推進が重要であると訴えた⁴。そして後者において、公共図書館は国民の知的自由を支える機関であり、知識と教養を社会的に保証する機関であることから、その基本的機能は、資料を求めるあらゆる人々に資料を提供することであり、当面の戦略として、貸出サービス・児童サービス・全域サービスが実現の目標として掲げられた⁵。

このように運営指針を検討し、サービスを進展させながら、一般的な資料提供等サービスのひとつとして、公共図書館は法情報サービスを実施してきたと考えられる。例えば、法律相談の回答制限の問題は、図書館による市民への法情報の提供の場面において、今日そのあり方が検討されることがあるが⁶、比較的古い1950年代の文献においてもそのような問題および関連する事例の記載を確認できる⁷。また、法文献の相談事例について、1980年代終わり頃の記録を確認することができる⁸。これらの記載は、そのような法情報に対する利用者の需要があったことも示している。ただ、そのように法情報サービスを実施していたことや、需要のあったことを知ることはできるが、1970年代に館数と利用者数を伸ばしサービスを定着させる以前においても、またその後においても、2000年代以前には、公共図書館における法情報サービスについて特に議論が行われたことを示す文献や、施策においてそのようなサービスに言及する例は見当たらないようである。その理由については、法情報サービスに固有の問題というよりも、むしろサービス全般に関する問題として検討を行うことが妥当なのかもしれない⁹。2000年以前は公立図書館のサービスの重点的な対象者

¹ 石井敦『日本近代公共図書館史の研究』（日本図書館協会、1972年）268-269頁。

² 小川徹・奥泉和久・小黒浩司『公共図書館サービス・運動の歴史2 戦後の出発から現代まで』（日本図書館協会、2006年）55-56頁。

³ その館数の推移は、1970年（約900館）、1980年（約1300館）、2000年（2500館）、2015年（3300館）である（高山正也・岸田和明編著『図書館概論』（樹村房、改訂、2017年）63頁）。

⁴ 高山ほか・前掲注（3）61頁。

⁵ 高山ほか・前掲注（3）61-62頁。

⁶ たとえば、岩隈道洋「図書館員の課題解決型サービスと法情報提供」杏林社会科学研究32巻2号（2016年）1-14頁。

⁷ 志智嘉九郎『レファレンス 公共図書館における実際』（日本母性文化協会、1954年）28-29頁。

⁸ 大串夏身『ある図書館相談係の日記 都立中央図書館相談係の記録』（日外アソシエーツ、1994年）77頁。

⁹ 1970年代以降の公共図書館のサービスについて、様々な観点からの様々な論考があるが、批判的な観点を含む評価として例えば、根本彰「貸出サービス論批判：1970年代以降の公立図書館をどう評価するか」図書館界56巻3号（2004年）161-168頁、糸賀雅児「「地域の情報拠点」への脱却が意味するもの」図書館界56巻3号（2004年）188-193頁、糸賀雅児「『市民の図書館』からの脱却に向けて正確な理解を—《誌上討論》のこれまでを読んで—」図書館界57巻4号

から、大人、仕事をしている人が外れていたという指摘も¹⁰、そのような検討の参考になるのかもしれない。

2000年代以降において、課題解決支援などの特色のある法情報サービスに取り組む公共図書館が現れた¹¹。公立図書館の法律情報に係る課題解決支援サービスの実施率は、2014年において都道府県立が93.6%、市区町村立が28.9%である¹²。法情報サービスの特集を雑誌に組む例も、2000年以降目につくようになった¹³。このように、法情報サービスに関する取り組みや議論・文献の現れてきた要因として、「司法制度改革審議会意見書」（2001年）の趣旨に基づく司法制度の整備が行われ市民の法情報に対する関心の高まったことや、文部科学省の報告「これからの図書館像-地域を支える情報拠点をめざして」（2006年）において課題解決支援型サービスが示され、その例として法情報サービスの挙げられたことに実務が応じたことなどが考えられる¹⁴。そのような新たな取り組みは、公立図書館における専任職員数の減少、図書館資料購入費の削減、管理運営形態の多様化などの諸問題への対応として、図書館活動の意義の理解を促進させる、政策的な側面をも有していると思われる¹⁵。また、時期をほぼ同じくして、法情報に関する電子資料の普及したことも、多様なサービスと様々な取り組みを可能にしたのかもしれない。2004年にはロー・ライブラリアン

（2005年）263-269頁。これらの論考は、『市民の図書館』の示すサービスのモデルが、無条件に適切というわけではないという指摘、状況や時代の変化に応じて、それに代わる適切なサービスのモデルを公共図書館は検討すべきであったし、またすべきであるという趣旨の指摘を含んでいる。

- ¹⁰ 伊藤昭治他「日本の公共図書館でビジネス・ライブラリ-は成り立つか-ビジネスマンの読書調査」図書館界33巻3号（1981年）150-151頁、小林昌樹「図書館ではどんな本が読めて、そして読めなかったのか」柳与志夫・田村俊作編『公共図書館の冒険 未来につながるヒストリー』（みすず書房、2018年）99頁。
- ¹¹ 例えば、2006年の東京都立中央図書館「法律情報サービス」（奥村和廣「法情報の提供サービス」大串夏身編著『図書館の最前線3 課題解決型サービスの創造と展開』（青弓社、2008年）177-181頁）、2006年の神奈川県立図書館「法律情報コーナー」（矢島薫「神奈川県立図書館における法律情報サービスについて」図書館雑誌102巻4号（2008年）224-226頁）、2006年の宮崎県立図書館「法律相談会」（「社会教育活性化21世紀プラン」緑陰通信200号（2007年3月号）3頁（同館ウェブサイト <http://www.lib.pref.miyazaki.lg.jp/hp/menu000000600/hpg000000596.htm>）（2020年8月18日確認）、大分県立図書館の取り組み（増本貴光「大分県立図書館における法律情報支援（外部機関との連携等）の取組」全国公共図書館協議会編『公立図書館における課題解決支援サービスに関する報告書』（全国公共図書館協議会、2016年）58-59頁）、米子市立図書館の法律情報コーナー（全国公共図書館協議会編・同書52-53頁）。
- ¹² 全国公共図書館協議会編・前掲注（11）2頁。因みに、同報告書によると、ビジネス情報に係るサービスの実施率は、都道府県立が95.7%、市区町村立が40.9%、健康・医療情報に係るサービスの実施率は、都道府県立が89.4%、市区町村立が42.6%、行政支援に係るサービスの実施率は、都道府県立が76.6%、市区町村立が42.0%である。他の諸分野と比較すると、法情報サービスの実施率は、都道府県立において相対的に高く、市区町村立において相対的に低いようである。
- ¹³ 例えば「特集：法令・判例情報」情報の科学と技術51巻3号（2001年）、「特集：法情報へのアクセス拠点としての図書館」現代の図書館42巻4号（2004年）、「特集：レファレンス!もう一歩前へ--法律・行政情報への手ほどき」みんなの図書館345号（2006年）、「特集：図書館における法情報提供サービス」図書館雑誌102巻4号（2008年）。
- ¹⁴ 法情報サービスに言及するその後の施策として次のものがある、「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」（中央教育審議会答申、平成20（2008）年2月19日）、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（文部科学省告示第172号、平成24（2012）年12月19日）。
- ¹⁵ 「これからの図書館像-地域を支える情報拠点をめざして」（文部科学省報告、2006年）（「図書館の現状」（第2章）、「図書館活動の意義の理解促進」（第2章））を参照。

研究会が発足し、公共図書館の法情報サービスに対する支援を視野に入れた活動、例えば、「法情報コンサルジュ」養成講座（2011年）の実施、『法情報の調べ方入門：法の森のみちしるべ』（日本図書館協会、2015年（2017年補訂版））の出版、全国図書館大会法情報分科会（「法情報と図書館」（2017年）、「土業連携と図書館」（2018年））の主催などを行ってきた。研究会のメンバーは、大学教員、弁護士、図書館職員、出版社・書店などの企業関係者である¹⁶。

4. 法律図書館連絡会の歴史

法律関係図書館連絡懇談会は1955年に発足し、同年に法律関係資料連絡会に、そして1977年に現在の法律図書館連絡会に改称した。発足時の会員は、国立国会図書館法律政治図書館、法務図書館、最高裁判所図書館、内閣法制局図書館の4館であり、翌年に参議院法制局、東京大学法学部が加盟した。発足以来、当会の活動の柱の一つは総会であり、活動休止期間¹⁷を除いて開催してきた¹⁸。そこでは、会の運営に関する事、制作物に関する事などについて協議を行い、1973年頃からは、講演などをプログラムに組み入れるようになった。規約を定めたのは1964年である。当会の活動内容は、発足当初、資料の相互貸借、資料速報の交換、資料発注情報の交換などを行い¹⁹、その後、幅を広げて、法情報サービスに関する情報交換、施設見学、共同研究、目録などのツールの作成などを行ってきた²⁰。当会の活動の柱の二つ目は、現在は行われていないが、定例研究会である²¹。特に1981年から1985年にかけて年4乃至10回の定例研究会を実施してロー・ライブラリアンとしての知識・技術の向上を図った。その内容は国内外の法律資料、議会資料の紹介・使い方などである²²。参加者数は20数名乃至50名であった。1990年代以降、定例研究会運営委員会による基礎講座の実施が定着し、刑務所見学、裁判傍聴等が実施されるようになった²³。当会の活動の柱の三つ目は会誌の発行である。「法令資料通信」（1-9号（1965-1976年））を引き継いで、10号（1978年）以降、「法図連通信」を発行している²⁴。初期の号から外国法の文献解題等が比較的多く掲載されており、外国法資料に関するサービスについても検討を行っていたことが推測できる。当会の活動の四つ目の柱として、法情報サービスの業務に資するため、また、利用者の便宜のため、様々な資料等を製作してきたことが挙げられる。『邦文法律関係記念論文集総合目録』（1988年）はその一例である。これは、記念論文集に収録された個々の論文を調べるための目録であるが、そのような論文が比較的良好に利用されるにもかかわらず調査の難しかった点に着目し、会員が

¹⁶ 田村英彰・金澤敬子「ロー・ライブラリアン研究会の活動について：法情報を市民に身近なものへ」専門図書館278号（2016年）9-15頁。

¹⁷ 休止は1960年から1963年まで、及び1968年から1972年まで（法律図書館連絡会50年誌編集委員会『法律図書館連絡会50年史（1955年-2005年）』（法律図書館連絡会、2006年）132-133頁）。

¹⁸ その記録について、法律図書館連絡会50年誌編集委員会・前掲注（17）148-187頁。1965年以降それまでの連絡会から総会に名称が変更された。

¹⁹ 松尾和成「法律図書館連絡会50年の概観」法律図書館連絡会50年誌編集委員会・前掲注（17）3-4頁。

²⁰ 住谷雄幸「法律図書館連絡会の二五年の歩み--協力体制の新たな創造のために」国立国会図書館月報236号（1980年11月）2-13頁（法律図書館連絡会50年誌編集委員会・前掲注（17）51-60頁に再録）、法律図書館連絡会50年誌編集委員会・前掲注（17）131-147頁（法律図書館連絡会活動記録）。

²¹ 現在、これに代わるものとして、研修メディア委員会が基礎講座などを企画・運営している。

²² 住谷雄幸「1980年代の法律図書館連絡会一定例研究会を中心に」法律図書館連絡会50年誌編集委員会・前掲注（17）105-109頁。

²³ 村井のり子「定例研究会の歴史」法律図書館連絡会50年誌編集委員会・前掲注（17）110-122頁。

²⁴ 刊行記録について、法律図書館連絡会50年誌編集委員会・前掲注（17）188-198頁。

協力して編集した製作物である。これなどは、法律資料を扱うライブラリアンに相応しい着眼点と見識を示していると思う²⁵。『法学文献の調べ方：判例編』（ビデオテープ、1997年）²⁶、『わかりやすい法情報の調べ方』（商事法務、DVD、2007年）のように、新しいメディアの活用にも積極的に取り組んで資料を製作してきた。

国際的な活動として、1978年に国際法律図書館協会（International Association of Law Libraries（IALL））日本法セミナー（9月4日～7日の4日間）が我が国で開催された際に当会が協力を行った²⁷。また1986年に同協会の東京・大阪法律図書館研究集会（8月26日～27日、30日）が開催された際に、当会が国内協力団体として実施を支援した²⁸。

これは当会の活動を必ずしも客観的に伝えることにはならないけれども、1970年代以降当会の活動を支えた人たちの幾人かを紹介した。住谷雄幸（すみたに・たけし）氏（国立国会図書館）は、長年当会の活動を支えてこられたが、とりわけ1981年から1985年にかけての定例研究会の活動の中心であり、当会がロー・ライブラリアンの育成に一定の役割を果たすことを考えて活動を進めてこられた²⁹。小野孝正（おの・たかまさ）氏（最高裁判所図書館）は、その論考に記された参照文献から分かるように、奥行きのある丁寧な調査をされる方だった³⁰。津野芳郎（つの・よしろう）氏（東京大学法学部）は、海外の事情に明るく、IALLの集いに毎年のように参加して外国の法律図書館等の情報を当会に伝えてくださった。

1974年に「京都地区法律関係資料連絡会」が発足し、1979年に「大阪地区法律関係資料に関する図書館資料室連絡会」が発足したが、これらの連絡会はいずれも当会の支部として発足したわけではなく、その後、事実上当会に吸収されるかたちで活動を休止した³¹。当会の会員数は2004年の74館が最多であり、現在は減少の傾向にある。近年の会員数の増減は、各会員における予算の状況、組織の改変、法科大学院（図書室）に関する動向などが原因として考えられる。

上記の概要に示す通り、当会は発足以来、業務に関する情報の交換、研修、業務に資する資料の製作などを通じて、法律図書館の機能の充実を図ってきた。本報告に関連することとして、当会が会員の幅を広げようとして、熱心にこれに努めてきた記録は確認できない。しかしながら、本節冒頭の4館を会員として発足した頃には、個人的な検討ではあろうが、公共図書館や都道府県議会図

²⁵ 今日では、そのような論文について目録データベースなどで調査を行うことができる場合もあるだろう。

²⁶ 製作の経緯などについて、千村英子「『法学文献の調べ方—判例編—』法律図書館連絡会ビデオ制作委員会」法律図書館連絡会50年誌編集委員会・前掲注（17）123-127頁。

²⁷ セミナーの概要について、村田房雄「IALL日本法セミナーに参加して」びぶろす29巻12号（1978年12月）276-280頁を参照。当会の協力について、西澤「法律関係資料連絡会第19回総会の開催」びぶろす27巻12号（1976年）24-25頁、近藤「法律関係資料連絡会第20回総会」びぶろす28巻12号（1977年）18-19頁、近藤「法律図書館連絡会第21回総会について」びぶろす30巻1号（1979年）23-24頁、住谷「法図連第22回総会について」びぶろす30巻12号（1979年）20-21頁の各記事を参照。

²⁸ 当会の協力について、住谷雄幸「法図連第26回総会および和田英夫教授の記念講演について」びぶろす34巻12号（1983年12月）272-276頁、住谷雄幸・津野芳郎「法図連第29回総会およびIFLA/IALL法律図書館研究集会」びぶろす38巻1号（1987年1月）13-18頁を参照。

²⁹ 住谷雄幸『図書館の戦後：真理がわれらを自由にする』（ぱる出版、1989年）202頁（「エピソード 文献とともに三六年—レファレンス・ライブラリアンとしての歩み—」）。

³⁰ 例えば、小野孝正「『判例集』について」書研所報18号（1969年）135-165頁。

³¹ 福永正三「関西における連絡会活動—京都から大阪、そして西日本へ—」法律図書館連絡会50年誌編集委員会・前掲注（17）61-67頁。

書室を会員とする構想や³²、「都内の法学部をもつ主な大学の参加を得」る構想が³³、関係者の文献に早くも認められる。後者の構想は現実のものとなり、その後更に範囲を全国に広げ、会員数の上では現在、大学図書館が多数を占めている。

5. ふたつの歴史の比較とまとめ

第3節に見た公共図書館における法情報サービスの歴史と、第4節に見た当会の活動の歴史を比較すると、両者の関係がこれまで希薄であったことには相応の背景があったと推測される。当会の発足した1955年頃以降、おそらく当会と公共図書館は業務の課題等について接点は少なかった。第3節に記したように、1970年頃まで公共図書館はいかにサービスを市民生活に定着させて活動を伸ばすか方法を模索していたが、その間に法情報という特定の主題に関するサービスの検討を行ったことについての資料は確認できない。また、活動が伸張し始めてからも、2000年頃までは、ほとんど同様である³⁴。

一方、国の図書館、専門図書館、大学図書館を主な会員とする当会は、各会員のサービス対象や業務の内容は様々であるとしても、法律図書館の機能とサービスの向上を検討するという活動の目的については、発足の当初から明確に意識していた。当会の歴史の比較的早い時期から、調査に資する制作物等の成果を得ているのは³⁵、そのことを示しているように思われる。

このように公共図書館と当会は、長らく、法情報サービスに関する共同作業や情報交換を行う共通の基盤が十分なものではなかったと考えられる。しかしながら、そのような状況は2000年代以降において変化が認められる。第3節に述べた時代の要請ともいえる諸事情の変化に応えるように、公共図書館は、課題解決支援などの特色ある法情報サービスに取り組み始めており、そのようなサービスに対する関心が目立つようになった。このことは、当会の活動と公共図書館の業務との間に比較的是っきりとした関連性が生じ始め、交流のきっかけとなるような状況が整ってきたことを意味していないだろうか。公共図書館に限らず、図書館界における法情報サービスの状況をできるだけ幅広く把握することは、当会の交流の範囲を改めて検討するなど、その活動のあり方を考えるうえで参考になるところがあると思われる。本報告がそのようなご参考になれば幸いである。

³² 当会発足前の文献であるが、佐竹和世「法律図書館協会の提唱」びぶろす3巻7号（1952年7月）3-5頁（法律図書館連絡会50年誌編集委員会・前掲注（17）39-42頁に再録）。

³³ 小出孝三「法律関係資料連絡会の経過と展望」びぶろす7巻12号（1956年10月）16-18頁（法律図書館連絡会50年誌編集委員会・前掲注（17）46-48頁に再録）。

³⁴ 1997年に神奈川県立図書館において「法令・判例コーナー」が設置されたことは数少ない例であろう。これはNDCに関わらず特定のテーマの下に資料を1か所に集めて配置するという考えを当該分野について実践したものである（矢島・前掲注（11）224頁）。

³⁵ 例えば、『外国法令集総合目録』（1957-1958年）、『邦文法律雑誌総合目録』（1978年）。

3. 法律文献学および法情報調査に関する Frederick Charles Hicks の著作について

(大阪大学大学院法学研究科資料室 笠 学)

1. はじめに
2. 著者について
3. 著作について
4. 著作の時代背景について
5. 著者および著作に対する評価
6. おわりに

1. はじめに

Frederick Charles Hicks, *Materials and methods of legal research with bibliographical manual* (The Lawyer's Co-operative Publishing Company 1923) (以下、本書ということがある) は¹、アメリカのロー・スクールにおいて法情報調査の教育が行われ始めた頃に書かれた入門書である。本書は、そのような教育についてはじめて学術的な取り組みを行った者の、そのような取り組みを表しており²、この種の入門書のなかで最も知的に興味深いものだったと見られている³。本書は、各法律資料に関する充実した説明のほかに、第3節に記す通り、序論 (Introduction) に法情報調査教育の運営や方法論等の内容を含んでいる。著者のヒックスは、ロー・ライブラリアンとして法律図書館の発展に、また大学教授として法情報調査の教育・研究等に大きな足跡を残しており、20世紀初頭のアメリカにおいて、また今日に至るまで、当該分野において影響を与えて来たことが指摘されている⁴。そのような影響については肯定的な評価ばかりではないとしても、法情報調査教育を担当する者や法律資料の整備・提供を行うライブラリアン等にとって彼の業績が興味深い内容を含んでいることは確かなことのように思われる。本稿では、そのような彼の法律文献学および法情報調査に関する著作、およびそれらに対するいくつかの評価を紹介するとともに、そのような著作を今日読む意義について若干の検討を行う。

2. 著者について

Frederick Charles Hicks (1875-1956) は 1875 年にニューヨークに生まれ、コルゲート大学で 1898 年に Ph. B. を得たのち、議会図書館の地図部 (Map Division) に 1898 年から 1904 年まで勤めた⁵。かたわら、ジョージタウン大学ロー・スクールで 1901 年に LL. B. を取得、そしてオーバーン (Auburn)

¹ 本書はわが国でも比較的早くから知られていたと思われる。波多野賢一・彌吉光長共編『研究調査参考文献総覧』(朝日書房、1934年) 663頁に、専門書誌に関する文献としてではあるが、掲載が認められる。

² Morris L. Cohen, *Harry Bitner: A Memorial*, 94 *Law Library Journal* 194 (2002).

³ Morris L. Cohen, *Introduction*, in Frederick C. Hicks, *History of the Yale Law School to 1915* i-ii (Lawbook Exchange 2001).

⁴ 例えば、William R. Roalfe, *Frederick C. Hicks: Scholar-Librarian*, 50 *Law Library Journal* 88-98 (1957); Christopher G. Wren and Jill Robinson Wren, *The Teaching of Legal Research*, 80 *Law Library Journal* 10-17 (1988).

⁵ 本稿で紹介したヒックスの経歴は、Roalfe, 50 *Law Library Journal* at 88-98 (cited in note 4) に基づいている。著作一覧について、Lawrence H. Schmehl, *Who's Who in Law Libraries Frederick C. Hicks Librarian of the Yale Law School*, 37 *Law Library Journal* 16-24 (1944) が参考になる。

で短期間法律実務に就いたのち、1905年から1908年まで海軍大学（Naval War College）でライブラリアンとして勤めた。1907年にはブラウン大学でA.M.を取得した。それからブルックリン公共図書館の勤務を経て1910年にコロンビア大学図書館にライブラリアンとして着任し、1915年から1928年までロー・ライブラリアンとして勤めた。この期間、彼はコロンビア・ロー・スクール図書館の蔵書を充実させ⁶、学生に対して法律文献に関する講義を行なった年もある。1921年に法律文献学担当の准教授に任命された。1928年彼は法律文献学担当の教授（翌年に法学部教授）としてイエール大学に着任し1945年まで務めた。同大学在職中ロー・スクール図書館の蔵書の充実に努め、一年生に対する法律文献学及び専門実習の科目を受け持った。彼は同大学において、Yale Law Library Classificationを考案・導入し⁷、資料の管理面においても貢献をした。学外においては、1919年にアメリカ法律図書館協会（American Association of Law Libraries（AALL））の会長に選出され、翌年再選出された。また同協会のいくつかの委員会委員や座長を務めた。彼は幅広い趣味を持っていた。イエール大学のオーケストラでフルートを担当し、また、ピアノも弾いた。彼は水彩及び油彩の優れた画家であり展覧会で作品が展示された。更に写真家でもあった。彼は1956年に80歳で亡くなった。

ヒックスの主著は本書のほかにも *Men and Books Famous in the Law*（Lawyers Co-operative Publishing 1921）がある。これらの著作を含めたヒックスの業績について、ベーリング（Robert C. Berring（1949-））⁸は度々称賛をもって言及している⁹。ベーリングによれば、彼は研究者であり革新的な教師であり、また名ロー・ライブラリアンでもあった¹⁰。ヒックスの業績や関連文献はアメリカ法律図書館協会のサイトでも確認をすることができる¹¹。法律図書館界におけるヒックスの存在の大きさは、同協会が彼の名を冠した賞（Frederick Charles Hicks Award）を設けていることにもあらわれている¹²。なかには彼を”the Dean of Law Librarians”¹³とか、”the godfather of law librarians”¹⁴と形容する例もある。比較的最近においても、法律図書館や法情報調査の分野においてヒックスは研究対象等として取り上げられることがある¹⁵。

3. 著作について

ヒックスは1923年に本書の初版を著したのち、1933年に第2版を、1942年に第3版を著した¹⁶。

⁶ 法理学、法制史、諸外国の資料などの広範な収集に努めた（Roalfe, 50 *Law Library Journal* at 90-91 (cited in note 4)）。

⁷ Schmehl, 37 *Law Library Journal* at 18 (cited in note 5)。

⁸ カリフォルニア大学バークレー校教授兼ロー・ライブラリアン。

⁹ 例えば Robert C. Berring, *How to be a great reference librarian*, 4 *Legal Reference Services Quarterly* 17 (1984-1985)。

¹⁰ Robert C. Berring, *A Famous Book about Famous Books : Men and Books famous in the Law, by Frederick Hicks*, 2 *Journal of Law* 267-268 (2012)。

¹¹ <https://www.aallnet.org/inductee/frederickcharleshicks/>（2020年8月23日確認）。

¹² <https://www.aallnet.org/allsis/awards-grants/frederick-charles-hicks-award/>（2020年8月23日確認）。

¹³ Schmehl, 37 *Law Library Journal* at 19 (cited in note 5)。

¹⁴ Michael Chiorazzi and Shaun Esposito, *Commentaries on Hicks' Teaching Legal Bibliography with an Addendum by Robert Berring*, 28 *Legal Reference Services Quarterly* 9 (2009)。

¹⁵ 例えば、A.Hays Butler, *Frederick Hicks's Strategic Vision for Law Librarianship*, 98 *Law Library Journal* 367-379(2006); Chiorazzi and Esposito, 28 *Legal Reference Services Quarterly* at 9 (cited in note 14)。

¹⁶ 各版の書評に次のものがある。初版について、Edwin M. Borchard, *Book Review*, 33 *Yale Law Journal* 682-683 (1923-1924); Lucy M. Moore, *Book Reviews*, 3 *Texas Law Review* 333(1924-1925); Arthur S. Beardsley, *Book Reviews*, 25 *Columbia Law Review* 123-124 (1925); Willis E. Lang, *Book Reviews*, 8 *Marquette Law Review* 191-192 (1924); Edwin C. Goddard, *Book Reviews*, 22 *Michigan Law Review* 507 (1924); E.R.J., *Book Reviews*, 37 *Harvard Law Review* 791 (1923-1924); F.P., *Book Reviews and Notices*,

各版の構成等は表1乃至表3の通りである。

本書の序文を参照すると、著者が読者として想定したのは、学生だけではなく、法律文献を利用するすべての人である。また、ロー・スクールにおける法律文献学、法情報調査、趣意書作成の諸科目の基礎を本書が提供することにより、それら教育担当者が講義のために割いていた時間を、実用的な応用教育に充てることのできるよう配慮していたようである。本書において、ヒックスは先行文献を適宜に引用し、参考文献を主題毎に整理したうえで網羅的に挙示している。それにより、本書は当該分野の情報の関連付けを十分に示しており、信頼性と利便性を備えている。本書が法情報調査教育への学術的な取り組みを示した先駆的業績であるという冒頭の評は、序論等において法情報調査の体系的な把握を示し、その教育に関する課題を分析していることにも因るが、それとともに、上記のような情報の整理と網羅的な関連付けを、当該分野においておそらく初めて示したことにも因るのだろう¹⁷。章末や巻末 Appendix に挙げられた参考文献は、簡略な解題の付されているものも多い。

本書は序論において法情報調査教育の運営や方法論等を述べている点が、大きな特徴であるが、そのような内容は今日、論考で取り上げられることはあっても、法情報調査の教科書等に含まれることはないようである¹⁸。ヒックス自身第2版において教育の運営に関する内容をそこから削除するなど簡略にしているし、第3版においては、全く別の類の序論に差し替えている。本書の出版された1923年においてこのような序論が意味を持ったということが、本書の歴史的な位置を示しているのかもしれない。序文で著者が断っているように、この序論は自身が1917年に著した論考の部分的な転載を含んでいる¹⁹。

1917年の論考と本書の序論を比較すると、前者に詳細に記している法律文献の、いわば教育前史に関する部分が後者においては簡略になっている。その部分をかいつまんで紹介すると、以下のように興味深いものである²⁰。判例集をはじめとする法律書の増加した状況において、法律文献学をロー・スクールで教える歴史は20年を遡らない。その科目が履修課程においてしかるべき位置を占めるべきであるという考えは一般に受け入れられていないのである。合衆国の117のロー・スクー

40 *Law Quarterly Review* 253 (1924). 第2版について、Sheldon Tefft, *Reviews*, 4 *The Library Quarterly* 507-508 (1934). 第3版について、Miles O. Price, *Book Reviews*, 35 *Law Library Journal* 503-505 (1942).

¹⁷ 例えば、本書に先行する代表的な類書である Roger W. Cooley, ed, *Brief Making and the Use of Law Books* (West Pub Co 3d ed 1914)は633頁の比較的大冊であるが、そのような網羅的な文献の関連付けは見られない。この図書は本節本文に記した同じ表題の図書(初版1906年)の第3版であり、1924年には更に第4版が出版された。教育者向けの参考書である、Raleigh Augustus Daly, *Law teacher's manual of the analysis of cases and the use of law books*(Gale)(originally published 1914)も、網羅的な文献の関連付けが認められないことは同様である。

¹⁸ 例えば、小型の教科書である Morris L. Cohen and Kent C. Olson, *Legal research in a nutshell*(West Academic 12th ed 2016)においても、比較的大冊の Miles O. Price and Harry Bitner, *Effective legal research* (Rothman Reprints 1969)(originally published 1953); Morris Cohen, Robert C. Berring, and Kent C. Olson, *How to find the law*(West Pub Co 9th ed 1989); J. Myron Jacobstein, Roy M. Mersky, and Donald J. Dunn, *Fundamentals of legal research*(Foundation Press 6th ed 1994); Christina L. Kunz, et al, *The Process of legal research*(Little Brown 4th ed 1996)においてもそのような記述は見られない。

¹⁹ Frederick Charles Hicks, *The Teaching of Legal Bibliography*, 54 *Educational Review* 164-176 (1917). なお、この1917年の論考と次の1918年の論考は、イタリックの有無など表記の相違があるほかは同じ内容と思われる(転載である旨の記載は認められない)。Frederick Charles Hicks, *The Teaching of Legal Bibliography*, 11 *Law Library Journal* 1-8 (1918). 諸家がヒックスを論じる場面において、1918年の論考の方を挙げる例が多いようである。本稿でヒックスに言及する文献はいずれもその例に含まれる。

²⁰ Hicks, 54 *Educational Review* at 164-170 (cited in note 19); Hicks, 11 *Law Library Journal* at 1-4 (cited in note 19).

ルのうち、半分に満たない学校がそのような教育を提供している。そしてその科目を教える体系的な方法はいまだ揺籃期にある。法律文献の教育の必要性に気づきそれを行いだめたのは、ロー・スクールではなく出版社だった。出版社の行動が十分に考慮された営利的な動機によるものなのかそれともなにかより高い動機があったとするかはともかく、研究対象としての法律書への関心を喚起した功績は彼らに帰せねばならない。彼らは数千の学生に教育を行ったのみならず、多くの教育担当者を指導したのである。ウエスト出版社と *Lawyers' Co-operative Publishing Company* の 2 社は、今日多くの担当者を雇ってロー・スクールを訪問し、許諾があれば法律書の利用について講義を行っているが、当該分野において最初に行ったのは前者である。ウエスト出版社は 1902 年に *American Law School Review* を創刊しており、それによってロー・スクールに直接訴えることができた。ほどなくそこに、判例を見つける教育や法律書の利用に関する記事が現われるようになった。また同誌上で、判例を探す賞金付きの競技や趣意書作成の競技を実施した。初期の競技において、ノースウエスタン大学の学生がほとんどの賞を得ていたことが著しいが、当時、法律書の使い方を教えていたのはほとんど同校だけだったのである。しかしながら、のちの競技においては、勝者はさまざまな大学に及んだ。法律書の使い方を体系的に教えることの長所などについて教師と学生が検討していたことは明らかである。ウエスト出版社にとって好機だったのは、スタンフォード・ロー・スクール学長をしていた *Abbott* 教授が編集する *Brief-Making and the Use of Law Books* を 1906 年に刊行したこと、そして、同社担当者による講義の段取りをつけるためにいくつかのロー・スクールに赴いたことである。営業担当者たちは講義の準備のために、簡単に判例を見つける方法を考案することに精を出し、その結果、「記述語 (descriptive words)」方式を定式化した²¹。1906 年から翌年にかけての冬の間に、担当者の一人はいくつかの大学を訪れて講義を行い、学生および教育担当者と協議した。それが成功したので、他の担当者は全国のロー・スクールの関心を引くために積極的な運動を展開し始めた。担当者の一人 (*Roger W. Cooley*) は²²、1911 年までに 37 のロー・スクールで講義を行った。また彼の後任は、1916 年から翌年にかけての年度に 75 校を訪れ、60 校で講義を行った。1913 年以来ウエスト出版社は正規の履修課程の一部として限定講座 (*local courses*) の設置を進めている。南部諸州の 12 のロー・スクール代表者をセントポールの事務所へ招き、同社出版物を使用する特別教育を受け入れてもらおうと働きかけ、また同社担当者が南部のいくつかの学校に数カ月程度出張して、当地の教育担当者がそのような業務を行う力を身につけられるよう援助したのである。

法律文献学乃至法情報調査に関する一定の教育を、専任の教師によって提供するロー・スクールの数が次第に増えている状況において、ヒックスは、そのような教育を出版社が担当する問題点と、ロー・スクールがそれを主催する長所について次のように分析する。この講義に関する 29 のロー・スクールの報告がアメリカ法律図書館協会の委員会によってまとめられたが²³、そのなかで最も目立つ重要な点は、方法が標準化されておらず、各校が自身の問題について、各校の都合のよいように解決していることである。講座が開講しても、方法、手段、形式、教育の位置づけは一様ではな

²¹ *Descriptive-Word Index* について、同じ頃にウエスト出版社から刊行された本に次のような説明がある。この索引は、判決要旨の総集資料 (*Decennial Digest*) における特定の主題や項へ読者を案内する見出しを編纂したものであり、その見出しは、事件における訴権や防御のいくつかの要素を構成した事実の要旨を記述する言葉である (*Cooley, Brief Making and the Use of Law Books at 133(cited in note 17)*)。

²² 注 17 に記す *Brief Making and the Use of Law Books* (West Pub Co 3d ed 1914) の編者である。彼は 1911 年にウエスト社を退職してノースダコタ大学の教授に就いた (*Hicks, 11 Law Library Journal at 3 (cited in note 19)*)。

²³ この報告について、1917 年の論考 (1918 年の論考も同じ) は記しているが、本書では言及していない。本書では、1917 年以来、そのようなロー・スクールの数が 29 校から 63 校に増えていることを指摘している。

い。ロー・スクールが主催する教育は本質的に出版社が実施するものよりも有益である。後者は、自身の第一の目的が自らの出版物に注意を向けさせることであることを率直に認めている。彼らの講義は、体系的な基礎に欠けており、範囲が限定的である。各校の常任の教育担当者はそれに対して、異なる出版社の出版物を比較・評価し、担当科目を偏らない方法で提供する条件を有している。

ロー・スクールの教育における法律文献学乃至法情報調査科目の運営について²⁴、ヒックスは検討すべき問題を次のとおり挙げている²⁵。すなわち、様々な必修科目や選択科目などがあるなかで、法律文献学 (legal bibliography) ²⁶をそれらのなかに組み入れることができるのか、どの学年で履修させるべきか、一つの連続する履修課程において行うのか、それとも二つに分けるのか、一科目として教えるのか、それとも他の科目と関連して教えるのか、どれくらいの時間を充てるのか、必修科目かそれとも選択科目か、またいずれにせよ単位を与えるのか、という問題である。

ヒックスは、法律文献学という科目には、少なくとも三つの区分が存在するという²⁷。第一は、法の収納庫を扱う狭義の法律文献学 (legal bibliography proper) である²⁸。第二は、その法を見つけ出す方法 (methods of finding this law) であり、それは習得されるべき技術である。そして第三は、趣意書作成 (brief making) であり²⁹、これは典拠と所定の裁判所規則に準拠して、整然とした弁論を

²⁴ ロー・スクールの教育における当該分野の科目名として、ヒックスが法律文献学と法情報調査を考えていたことについて、注 27 を参照。

²⁵ Frederick Charles Hicks, *Materials and methods of legal research with bibliographical manual* 15 (The Lawyer's Co-operative Publishing Company 1923).

²⁶ アメリカのロー・スクールで行われている Legal Bibliography の科目を法律文献学と訳した例があり (西野喜一「法律文献学」のこゝろ 判例時報 1622 号 (1998 年) 10 頁)、本稿の訳語はこれに倣う。

²⁷ ヒックスは、ロー・スクールの教育における当該分野の科目を表す言葉として、法律文献学 (Legal Bibliography) のほかに、より包括的な概念である法情報調査 (Legal Research) を考えている。本書の表題が *Materials and methods of legal research* であること、本書 15 頁に "legal bibliography, or more comprehensively legal research" と記していることからそのように考えられる。このような両者の概念の比較は、1917 年の論考 (1918 年の論考も同じ) には見られず、本書において付加されたものである。いずれにしても、彼は法情報調査 (教育) に関する複雑で多様な側面を整理するために、三つの区分を用いてそれぞれの内容と互いの関連性等を示そうとしているのであって、それらの区分を包含する上位概念のようなものの検討に力点を置いているわけではないように思われる。なお、アメリカのロー・スクールで行われている Legal Research の科目に相当する表現として法情報調査を挙げる例があり (松浦好治「法科大学院実務基礎科目の教育内容と教育手法(3)「法情報調査」科目の設計案」エヌ・ビー・エル 761 号 (2003 年) 30 頁、中網栄美子「米国ロー・スクールにおける法情報調査とロー・ライブラリアンの役割」指宿信『法情報サービスと図書館の役割』(勉誠出版、2009 年) 105 頁)、本稿の訳語はこれに倣っている。他に、Legal Research の和訳例として「法律情報検索」(田島裕『法律情報の検索と論文の書き方』(丸善、1998 年) 3 頁)、「法律調査」(田中豊『法律文書作成の基本』(日本評論社、第 2 版、2019 年) (「初版 はしがき」)) がある。

²⁸ 法律文献学 (legal bibliography) と狭義の法律文献学 (legal bibliography proper) の使い分けが紛らわしく、狭義の法律文献学が法情報調査 (legal research) であると誤解される原因になったという次の批判がある、Wren and Wren, 80 *Law Library Journal* at 32-33 (cited in note 4).

²⁹ brief は、「弁護士が、当該事件の事実関係、法の適用についての自己の側の見解を要約して提出する書面」である (田中英夫編集代表『英米法辞典』(東京大学出版会、1991 年))。ヒックスは本書において appeal briefs のほかに trial briefs 等にも言及している (139-140 頁)。本稿では仮に brief を趣意書と訳す。ヒックスの時代に連邦最高裁判所に提出された有名な Brandeis brief (1908 年) は、社会学などの知見を取り入れた brief として本書においても紹介されている (141 頁)、この brief の和訳例として「事件要領書」(鶴飼信成『現代アメリカ法学』(日本評論新社、1954 年) 96 頁)、「準備書面」(伊藤正己・田島裕『英米法』(筑摩書房、1985 年) 410 頁)、「上告趣意書」(田中英夫編集代表『英米法辞典』(東京大学出版会、1991 年) 109 頁、モー

提示することに関係している。第一の、狭義の法律文献学の内容を彼は次のように考える。大部分の法律書については、依拠すべき典拠を選択するために、それに関する歴史的知識が必要である。法律家にそのような知識が必要であることから、狭義の法律文献学は歴史に関する主題の一つとして提供されるべきであり、それによって現代の状況に対する予備知識が与えられる³⁰。本書の法律文献の説明もそのような観点に基づいて書かれていると思われる。第二の、法を見つけ出す方法の内容を彼は次のように考える。事件や法令を体系的な方法で調査するためには、手の込んだ参照や参考図書に関する知識が必要であるが、これらを助力なしに習得することは難しい。法を発見する過程は型にはまったものではなく、それには実体法の知識が要求される。そしてそのような知識を身につけるには時間と多くの経験を要するのである。それにもかかわらず、法律書と図書館を使うことには、道具を使う手作業の訓練のようなものが存在するのであり、実体法そのものの習得前乃至習得と同時にそれを覚えるべきである。これは引用された判例や法令を見つける技術として説明されてきたものであり、目録の使用、蔵書の配列、引用の理解、そのような引用のある形式から他のものへの変換、事件名のみ分かっているときにそれらの事件を探すこと、法令の立法上および司法上の経歴を辿ること、裁判の司法上の経歴を辿ることが含まれている³¹。第三の、趣意書作成の内容を彼は次のように考える。それは、法律家が持っているところのすべての知識、すなわち実定法および手続法ならびに、狭義の法律文献学、法情報調査とその型にはまった手順、分析、論理、弁論の構築に関する知識のすべてを用いようとするもので、その書面はすべての法的能力を適用した最終的な成果である³²。彼は履修課程におけるこれら三つの部分の位置づけについて、根拠とともに例を示し、また教育の担当者について、教員のほかにライブラリアンを含める態様の可能性を示している。

ヒックスの法律文献学の一面を見るために、本書の第5章“Law Reports in The United States”（110-134頁）を取り上げてみよう³³。この章の節は表4のとおり構成である。第1節は、前章でイギリスの判例集について叙述したことを承けて、それとアメリカの判例集の特徴を比較している。合衆国においては、イギリスと異なり、私的判例集のほかに、公的費用で政府が発行するものの存在すること、また、連邦裁判所の判例集のほかに、各州のものが存在しており、判例集の包括的な叙述が難しいのはそのような事情によること、巻数が多いことなどを述べている。第2節以下は、植民地時代から20世紀はじめまでの判例集の有様について、さまざまな関連事項を織り込みながら叙述する。本章の特徴は、そのような関連事項の取り上げ方によく表れているが、その例は以下の通りである。

植民地時代にはアメリカの判例集は存在しなかったし、イギリスの判例集の渡来も限られていた。入植者たちは、最初、広範な法体系を必要と感じなかった。イギリスのコモン・ロー体系全体の受容を要したわけではなく、単に法令を採択することや、一般から選ばれた素人の治安判事 (magistrate)

トン・J・ホーウィッツ（樋口範雄訳）『現代アメリカ法の歴史』（弘文堂、1996年）271頁）、「趣意書」（木南敦「大型コレクション「アメリカ合衆国最高裁判所事件記録および趣意書集成第1部 1832-1915年」について」静脩30巻2号（1993年）2頁）、「弁論趣意書」（望月礼二郎『英米法』（青林書院、新版、1997年）61頁）、「弁論趣旨」（山田卓生『法律学・法社会学・比較法』（信山社、山田卓生著作選集第1巻、2010年）169頁）などいくつかのものがある。

³⁰ Hicks, *Materials and methods of legal research* at 17 (cited in note 25).

³¹ Hicks, *Materials and methods of legal research* at 17 (cited in note 25).

³² Hicks, *Materials and methods of legal research* at 18 (cited in note 25).

³³ この章は、第2版の第8章（92-112頁）および第3版の第8章（130-155頁）に対応しており、節の構成および内容ともほぼ同じである。第1節は、第2版および第3版にはないが、それぞれの章の冒頭に、言わば前書きとして、初版よりも若干簡略なかたちに改められている。また第14節も第2版および第3版にはないが、初版においてもこの節は Appendixes への参照指示が冒頭の目次でなされているに過ぎない。第3版は初版のほぼ20年後に出版されており、たとえば州の数、判例集の巻数などの点について、実態に合うよう更新されている。

³⁴による裁判が必要だったのである。法律上の専門的な事柄は、いやな顔をされたし、法律家は評判がよくなかった。裁判所による司法の運営は緩慢だった。ヒックスは1802年7月に書かれた *North Carolina Reports* の序文から次を引用する。「1769年に提起された衡平法のある訴訟は当開延期で審理された」。実務で増えていたのは、裁判所よりも調停人に対して紛争の処理を付託することだった。そしてその風習は独立革命のあとまで続いたのである。一方で、イギリス私法の諸原則が徐々に受け容れられはじめたのは、イギリス政府による監督が綿密だった (*closer supervision by the English government*) こと³⁵、専門的訓練を受けた裁判官と弁護士が増えたこと、イギリスの資料が伝来したことによる³⁶。独立後も13年間は合衆国において判例集は刊行されなかった。最初の私的判例集 (*Kirby's Reports of Cases Adjudged in the Superior Court[of Connecticut]* (1789)) が、法律家である報告者の元は私的利用のための覚書であって、同業者の勧めによって判例集として刊行されたこと、判決の正確な報告が行なわれない状況では裁判所の判断に混乱がみられたこと、私的な判例集の刊行が、いずれは政府による公的な刊行事業に発展し、コモン・ローの整備につながることを期待していたことなどについて、この判例集の序文を引用して示している。Kirbyの判例集のほかにも、18世紀の終わりから19世紀の初めにかけて刊行された私的判例集を挙げている。なかには、裁判所による非公式の認可に相当する推薦文を含んでいるものもあり、ヒックスはそのような推薦文を引用する。それら判例集が真正なものとして受容されたのは、報告者の人格のおかげであって、かれらのほとんどは卓越した者たちであり、判事や独立宣言の署名者が含まれている。公的判例集は19世紀に入って初めて刊行された。判例報告者を任命する権限を州知事に与えた法令の該当箇所をヒックスは引用しているが、これも判例集を説明する関連事項の一つなのである。公的判例集の報告者は通常、自らの費用でそれを出版した。彼に支払われる俸給はわずかなものだったので、一定部数を政府に納めた残りの冊を売って出版費用を回収した。そのような事情があるため、判例報告者は判例集を著作権で保護し自身の利益を守る必要があったが、1834年の連邦最高裁判所の判決において次のような判断が示された。判例報告者は、裁判所の申し渡す書面による意見について著作権を有していないし、また意見を書いた裁判官は判例報告者に対してそのような権利を付与することもできない³⁷。これ以降、公的判例集の報告者は出版費用の回収が困難になったため、政府はそのような報告者への俸給を十分に支払わざるを得なくなり、出版費用も負担するようになった。ヒックスはいくつかの州における判例報告者の俸給を具体的に挙げており、また、上記判決の該当箇所も引用している。本章を読んで、生き活きとした印象を受けるのは、話題や節のつながりが物語のように自然であることのほかに、様々な資料を引用し、それ自体に語らせる箇所を巧みに織り込んでいるためでもあるのだろう。そのような具体的な説明を行う一方で、彼は、判例集の特徴や信頼性等に関する評価を簡潔に記し、各判例集の収録範囲等について適宜に図表にまとめるなど、読者の便宜を図っている。

上記のような叙述方法を採用するヒックスは、考えもなく、殊更に細かな事柄にこだわって書いたわ

³⁴ magistrate について、田中英夫『アメリカ法の歴史』（東京大学出版会、上、1968年）20-23頁。

³⁵ ヒックスはこれについて具体的な記述をしていない。植民地時代末期においてイギリス法の影響の増大した諸要因について、田中英夫・前掲注（34）49-50頁、伊藤ほか・前掲注（29）43-44頁を参照。

³⁶ 法曹の形成と法律書の伝来について、例えば田中英夫・前掲注（34）34-39頁。

³⁷ *Wheaton v Peters*, 33 US (8 Peters) 591, 668(1834)。この事件は、連邦最高裁判所の判例報告者である Peters が、前任者の Wheaton のものを含む判例集の縮約版を、元の判例集よりも廉価で出版したところ、Wheaton と彼の判例集の出版者が著作権侵害に基づく出版の差止め等を求めて提訴したものである。次の文献に事件の経緯と判決の内容などが詳細に紹介されている。成田博『ウエスト出版社物語』（書肆六十六、2020年）177-234頁（「第5章 Wheaton v. Peters 判決」）（初出は、成田博「Wheaton v. Peters 判決・序論」東北学院大学法学政治学研究所紀要17号（2009年）59-75頁、成田博「Wheaton v. Peters 判決・覚書」成城法学79号（2010年）124-97頁）。

けではないのだろう。法律家は、依拠すべき典拠を選択するために、それに関する歴史的知識が必要である³⁸という彼の考えが、この方法にあらわれているのだろう。判例集のそれぞれの特徴について、箇条書きを覚えるように覚えようとするのではなく、そのような特徴を備えるに至った背景を含めて理解し、資料をより身近なものとするには、それを自在に使う力を身につける助けになるということになるだろうか。次節に簡単に紹介するように、本書の刊行された20世紀の初頭は、ロー・スクールや法曹の団体が、法学教育の改善について特に関心を持っていた。彼は、職業としての法律家の養成において、法律学に対する敬意を学生の心にしみ込ませることが必要であり、そのためには膨大な法律文献の歴史、領域、有用性を学生に教えることが最良の方法と考えたのである³⁹。彼の叙述方法はそのような配慮に基づくものでもあったのだろう。本書が教育上の手引きとしての実際的な役割と資料に対する批評を兼ね備えたものであるため、学生が法律書の歴史的発展、分類および使い方を考察するための教科書であっただけでなく、法律家やライブラリアンが広範囲にわたる法律資料の書誌を参照する手引きでもあったことが指摘されている⁴⁰。

4. 著作の時代背景について

アメリカでは、独立（独立宣言1776年）から南北戦争（1861-1865年）までのアメリカ法の形成期において、イギリス法を法体系の基礎として継受しつつ、しかも社会的な実態を考えて、批判的選択を加えたうえでそれを摂取したとされる⁴¹。そして、社会変動への対応などを通して、アメリカ法はその独自性を20世紀以降に強めていったとされる⁴²。

19世紀の後半には法学教育と法律文献に大きな進展が見られた。法律事務所が設立の基盤であったリッチフィールド・ロー・スクール（1784年頃創設）⁴³のような型の学校は19世紀末までに廃れ⁴⁴、19世紀後半以降は、ハーバード・ロー・スクール（1817年創設）に代表されるような、大学に設置された学校が法曹養成の中心となっていった⁴⁵。19世紀後半におけるそのようなロー・スクールの数は、1850年に15校（12州）、1870年に31校、1890年に61校、1900年に101校（31州）と増加した⁴⁶。

1870年にハーバード・ロー・スクールの学長となったラングデル（Christopher Columbus Langdell, 1826-1906）が、ケース・メソッド（case method）と呼ばれる法学教育の方法を創始したことはよく知られている。これは、判例を学生たちに示し、それらから一般的な「正しい」準則乃至原則を抽出させることを法学教育の中心的方法として用いたものだった⁴⁷。この方法が弁護士の教育に有効

³⁸ Hicks, *Materials and methods of legal research* at 17 (cited in note 25); Hicks, 11 *Law Library Journal* at 6 (cited in note 19).

³⁹ Hicks, *Materials and methods of legal research* at 17 (cited in note 25); Hicks, 11 *Law Library Journal* at 6 (cited in note 19).

⁴⁰ Steven M. Barkan, *On Describing Legal Research*, 80 *Michigan Law Review* 929(1981-1982).

⁴¹ 伊藤ほか・前掲注(29) 53頁。南北戦争後にコモン・ローの継受が確定的となったという指摘がある（高柳賢三『英米法源理論』（有斐閣、全訂版（増補改訂版）、[1956年序]）200頁）。

⁴² 伊藤ほか・前掲注(29) 63-71頁。

⁴³ リッチフィールド・ロー・スクールなどの私設ロー・スクールの教育について、田中英夫・前掲注(34) 275-276頁、松浦好治「“Law as Science”論と十九世紀アメリカ法思想--ラングデル法学の意義（三）」阪大法学125号（1982年）60-62頁を参照。同スクールの教育内容等について、加毛明「共和政初期アメリカにおける法学教育--リッチフィールド・ロー・スクールを中心として」東京大学法科大学院ローレビュー10号（2015年）80-102頁。

⁴⁴ Lawrence Meir Friedman, *A history of American law* 591 (Oxford University Press 4th ed 2019).

⁴⁵ 伊藤正己・木下毅『アメリカ法入門』（日本評論社、第5版、2012年）211頁、松浦・前掲注(43) 55-71頁。

⁴⁶ Friedman, *A history of American law* at 592 (cited in note 44).

⁴⁷ 望月・前掲注(29) 58頁。

なことが認められるようになり、他のロー・スクールもこの教育方法を採用するようになっていった⁴⁸。

法情報調査科目がロー・スクールの正規の履修課程に導入された要因の一つは、ケース・メソッドを採用した学校において、学生の教育に判例を利用するにもかかわらず、判例を見つける実際的な助力を学生に対してほとんど行わなかったことであるという指摘がある⁴⁹。20世紀初頭において、アメリカ法曹協会（American Bar Association(ABA)）は弁護士資格付与に関する改善に取り組むとともに、法学教育の改善にも関心を示しており⁵⁰、1921年には、ロー・スクールの教育水準に関する勧告を行った⁵¹。また、1900年に設立されたアメリカ・ロー・スクール協会（Association of American Law Schools(AALS)）も教育の改善に努めていた⁵²。前節に記したように、1900年代のはじめには、法律出版社の働きかけなどにより、法律書に関するなんらかの教育がロー・スクールの履修課程に組み入れられるようになったが、1910年代半ばにおいて、そのような講義がロー・スクールの履修課程においてしかるべき位置を占めるとする考えはまだ一般に受け入れられていなかった⁵³。ヒックスの著した1918年の論考⁵⁴と本書は、法律文献学を確立し、法律書の教育にとって関心的だった⁵⁵。実務家たちは、法律事務所における訓練に代わる学問的な法曹養成の試みに注目しており、またロー・スクールの教員たちは、「科学的な」教授法と教科課程の標準化により、法曹養成を専門化しようとしていた。そのような時に、ヒックスの論考は法律書の教育方法を提供し、それら両集団の興味を引いたのである⁵⁶。1920年代半ばまでには、アメリカ・ロー・スクール協会認定校であるロー・スクールのほとんど半分以上が法律文献学の講義を提供していた⁵⁷。

ロー・スクールにおける教育の進展した19世紀後半以降、判例集をはじめとして法律文献の充実が見られた⁵⁸。注釈付きの判例集である *American Reports* が1870年に刊行されはじめ、体系的な判

⁴⁸ 加藤一郎「ケース・メソッド論-上-」ジュリスト287号（1963年）47頁、松浦・前掲注（43）72頁。

⁴⁹ Alfred Zantinger Reed, *Training for the Public Profession of the Law: historical development and principal contemporary problems of legal education in the United States with some account of conditions in England and Canada* 370 n 3 (Charles Scribner's Sons 1921). また、ケースブックが急速に広まり、授業でそれが使用されるようになってからも、学生が法律実務に就いた際に判例や法令の典拠に不案内な状態であることの不都合は明らかであるため、ロー・スクールはそのような文献調査に関する教育の必要性をある程度は認めていたという指摘がある（John H. Wigmore, *Job Analysis Method of Teaching the Use of Law Sources*, 16 *Illinois Law Review* 500(1921-1922)）。

⁵⁰ 早川武夫「アメリカの法学教育--その展開と展望」神戸法学雑誌1巻4号（1951年）762-777頁、田中耕太郎「アメリカン・バー・アソシエーションの歴史と活動（一）」法曹時報6巻8号（1954年）978-979頁、田中耕太郎「アメリカン・バー・アソシエーションの歴史と活動（二）」法曹時報6巻9号（1954年）1159-1162頁、田中英夫『英米法総論』（東京大学出版会、1980年）312-313頁。

⁵¹ 田中英夫・前掲注（50）312-313頁、伊藤ほか・前掲注（45）212頁。

⁵² 田中英夫・前掲注（50）312-313頁。ABA及びAALSの法曹養成に対する関心とその時代背景等について、松浦好治「知の制度の法的政治的意義--十九世紀アメリカ合衆国における法学校を素材に」比較法史学会編『制度知の可能性』比較法史研究4号（1995年）79-82頁を参照。

⁵³ Wren and Wren, 80 *Law Library Journal* at 29 (cited in note 4); Hicks, 11 *Law Library Journal* at 2 (cited in note 19).

⁵⁴ 前掲注（19）。

⁵⁵ Wren and Wren, 80 *Law Library Journal* at 29 (cited in note 4).

⁵⁶ Wren and Wren, 80 *Law Library Journal* at 30 (cited in note 4).

⁵⁷ Wren and Wren, 80 *Law Library Journal* at 29-30 (cited in note 4). 1921年時点において、そのようなロー・スクール50校あまりのうち、22校に法律文献学などの講座が設けられていたという指摘がある（Wigmore, 16 *Illinois Law Review* at 500 (cited in note 49)）。

⁵⁸ 高柳・前掲注（41）200-202頁。19世紀後半のアメリカにおける法学教育と法律文献の有様について、例えばG.ギルモア（望月礼二郎訳）『アメリカ法の軌跡』（岩波書店、1984年）59-96頁

例集である *National Reporter System* がウエスト社から 1879 年に刊行されはじめた⁵⁹。1810 年にはアメリカの判例集は 18 巻にすぎなかったが、1848 年までにはおよそ 800 巻、1885 年までには 3,798 巻、そして 1910 年には 8,208 巻を数えた⁶⁰。19 世紀後半におけるロー・スクール図書館の蔵書の形成については、一般に判例集を中心とする範囲の狭いものであり、その管理・運営については同じ頃に発達が見られた図書館情報学の成果を十分に取り入れるに至っていないなど発展の途上であったようである⁶¹。その後、20 世紀に入って、大量の社会学的データを活用して弁論を行う弁護士の現れたことや、1920 年代に経済学、社会学、心理学、文化人類学、計量的方法など他の諸科学を法学研究にとり入れる動きのあったことが⁶²、一部のロー・スクール図書館における蔵書の形成に影響を与えたと考えられる⁶³。先述のように 1910 年代以降、ヒックスはロー・スクール図書館の蔵書の充実に努めたが、その形成に関する彼の視野は、法分野以外の関連諸分野にも及んでいた⁶⁴。本書第 2 版（1933 年）の Appendix では、法分野以外の様々な関連諸分野の知見が法実務等において必要であるとの観点から、そのような関連諸分野の参考文献を挙げている⁶⁵。

5. 著者および著作に対する評価

本書は、冒頭に記したような高い評価を受け、長いあいだに亘って多くの者が熱心に真似ようとする模範と見られていた⁶⁶。他方で、ヒックスの法情報調査教育に関する考えについて、1980 年代末に次のような批判が現れ⁶⁷、それに関連して本書および彼の 1918 年の論考⁶⁸が検討の対象となった。その批判によると、ながらく、法情報調査に関するロー・スクール教育の成果が不十分であることが問題となっていたが⁶⁹、ロー・スクール一年生に対する法情報調査の講義において、実務家が行う調査と同様の過程を考慮せず、かわりにそのような調査の過程乃至法的課題を解決するための様々な要素から切り離して法律書の詳細な説明を行う講義が一般的になっていることが、そのような問題の要因である⁷⁰。そして、そのような法律書の説明に重点を置く講義のモデルはヒックスに

（「第 3 章 確信の時代」）（本書の最新版は、Grant Gilmore, *The ages of American law* (Yale University Press 2d ed 2014) (3. The Age of Faith)）。

⁵⁹ 刊行の詳細な経緯について、成田・前掲注 (37) 31-58 頁（「第 1 章 ウェスト前史」）（初出は、成田博「West 前史」東北学院大学法学政治学研究所紀要 10 号（2002 年）71-95 頁）。

⁶⁰ Charles Warren, *History of the American Bar* 557 (Little Brown and Co 1911).

⁶¹ 山本順一「アメリカにおける法律図書館の歴史とロー・ライブラリアン」指宿信『法情報サービスと図書館の役割』（勉誠出版、2009 年）96-99 頁。

⁶² 望月・前掲注 (29) 60-62 頁。

⁶³ Christine A. Brock, *Law Libraries and Librarians : A Revisionist History ; or More than you ever wanted to know*, 67 *Law Library Journal* 345-346 (1974).

⁶⁴ Frederick Charles Hicks, *The Widening Scope of Law Librarianship*, 19 *Law Library Journal* 61 (1926).

⁶⁵ Frederick Charles Hicks, *Materials and methods of legal research with bibliographical manual* 271 (The Lawyer's Co-operative Publishing Company 2d ed 1933).

⁶⁶ Richard H. Jr. Surles, *Legal Research Guides as Bibliographic Efforts*, 9 *Legal Reference Services Quarterly* 48 (1989).

⁶⁷ Wren and Wren, 80 *Law Library Journal* at 7 (cited in note 4).

⁶⁸ 前掲注 (19)。

⁶⁹ アメリカの若手弁護士等のリサーチスキルが低下していることについては、1990 年代初めに報告のあったこと、そして教育上の問題点の分析や対応策に関する検討が行われたことがわが国でも紹介されている（中網・前掲注 (27) 122-123 頁、中網栄美子「法情報調査におけるロー・ライブラリアンの役割--米国ロー・スクールを例に」現代の図書館 42 巻 4 号（2004 年）227 頁も参照）。そこでは、そのようなスキルの低下の要因として、資料の量の増大やリサーチの複雑化に教育が対応できていないことなどが記されている。

⁷⁰ Wren and Wren, 80 *Law Library Journal* at 8-17 (cited in note 4).

さかのぼると指摘する⁷¹。この批判に対して、法的課題を解決するために考慮すべき諸問題から法律書を切り離して法情報調査の教育を行うという主張は、ヒックスも彼以後に教育を担当している者も行ってきていない、という反論がある⁷²。この論争はその後、両執筆者一回ずつの応酬があった⁷³。

ヒックスの教育モデルを批判する上記の論考は、彼の著作についていくつかの検討を行っている。本書の表題で“legal research methods”に言及しているにもかかわらず、その内容は法情報調査の過程よりも、法律書とそれに関する狭く、型にはまった利用方法に記述の焦点が当てられているという指摘は、その一例である⁷⁴。また、法情報調査教育の内容として、狭義の法律文献学のほかに、法を見つけ出す方法と趣意書作成を考えていながら、それらの論の展開が十分ではなく、趣意書作成についてはじめて記述したのは本書第3版（1942年）においてであるという指摘もある⁷⁵。

実際の法情報調査の過程は複雑なものであり、一冊の本で完全にそれを扱うことはおよそ不可能であるとヒックスは考えていた⁷⁶。本書の内容が狭義の法律文献学を中心とする限定的なものであるのは、考慮のうえでのことだったのだろう。法実務と教育と著作との関係について意識的だった彼の出版の意図は、法情報調査のすべての範囲を余さず論述する教科書を示すことよりも控えめなものだったと思われる。法情報調査教育の揺籃期に、学術的な方法を取り入れて本書のような教科書を書いた者として、論述の範囲を広げることには慎重であるのは、自然なことだっただろう。先述のように、本書の想定する読者はロー・スクールの学生だけではなく、実務家や教育担当者も含まれている。それらの者の便宜を考えて、法律文献に関する記述を厚くした可能性もあるだろう。本書に対する上記の批判は、今日の法情報調査教育における理想的な教科書のあり方を検討する観点から為されており、筋が通っているが、本書の評価については、歴史的な文脈に重点を置く別の見方もできるように思われる。

なお、1970年代はじめに、上記のヒックスに対する批判に関連する指摘があった⁷⁷。すなわち、趣意書作成を一年生が行うのは不適當であるとして、ヒックスがそれを一年生の履修課程から切り離すことを強く主張しており、本書が法律文献学に関することのみを扱っているという指摘である。

⁷¹ Wren and Wren, 80 Law Library Journal at 12, 26-28 (cited in note 4). この論考の主旨は、一年生を対象に、調査の過程を重視した法情報調査教育のなかで法律書の使い方を教え、その過程の全体を学生に習得させる枠組みの提案にある (Wren and Wren, 80 Law Library Journal at 33 (cited in note 4)). 彼らのそのような考えを著した教科書に次のものがある。Christopher G. Wren and Jill Robinson Wren, *The legal research manual : a game plan for legal research and analysis* (A-R Editions 2d ed 1986).

⁷² Robert C. Berring and Kathleen Vanden Heuvel, *Legal Research: Should Students Learn It or Wing It?*, 81 Law Library Journal 448 (1989).

⁷³ Christopher G. Wren and Jill Robinson Wren, *Reviving Legal Research A Reply to Berring and Vanden Heuvel*, 82 Law Library Journal 463 (1990). および、Robert C. Berring and Kathleen Vanden Heuvel, *Legal Research A Final Response*, 82 Law Library Journal 495 (1990).

⁷⁴ Wren and Wren, 80 Law Library Journal at 29 (cited in note 4).

⁷⁵ Wren and Wren, 80 Law Library Journal at 32, 30 n 73 (cited in note 4). 本書第3版（第19章）において、ヒックスは趣意書作成に関して具体的な事例を用いた説明を行っている。また、弁護士が依頼者の最初の相談に応じて、素人の述べる事実を法律家の事実解釈するとき趣意書の作成がはじまっていることや、法情報調査と趣意書の作成は同じ過程の部分を行っており、切り離すことができないことなどについて説明している (Frederick Charles Hicks, *Materials and methods of legal research* 368-369 (The Lawyer's Co-operative Publishing Company 3d revised ed 1942)). 初版（第6章）および第2版（第9章）においては、Appeal Papers as Legal Literature の見出しのもとに、briefの種類やその一種である appeal papers などについて主に文献としての側面から説明を行っている。

⁷⁶ Hicks, *Materials and methods of legal research* at 32 (cited in note 65).

⁷⁷ Marjorie Dick Rombauer, *First-Year Legal Research and Writing : Then and Now*, 25 Journal of Legal Education 538-540 (1972).

併せて次の諸点に関する指摘もされている。すなわち、本書以前の法情報調査の教科書である Nathan Abbott, ed, *Brief-Making and the Use of Law Books* (West Publishing Co 1906)においては趣意書の作成が含まれていたという指摘、ヒックスの考えが普及した結果、最終的に法律文献学が一年生の履修課程において不可欠の科目となったという指摘、法情報調査の教育から切り離されて別々になった法文書作成 (legal writing)⁷⁸については、のちにアメリカ・ロー・スクール協会の1947年の出版物において初めて正式に認められるなど、教育の検討がロー・スクールで始められたという指摘である⁷⁹。

6. おわりに

本書は第3版(1942年)以降改訂されていないし、もちろん現在のアメリカで法情報調査の講義等のための教科書として使われてはいないだろう。今日、法律文献学および法情報調査に関するヒックスの著作を読む意義は何だろうか。一つは、法情報調査乃至法律資料に関する知識を法学教育にどのように組み入れるのか、検討を行う際の参考になり得ることであろうか。前節までに紹介したように、彼の業績に対する認識・評価は様々のようであるが、彼の著作に示されている、法情報調査教育に関する分析の枠組みや問題点の指摘は、そのような教育に関する歴史的な叙述と相俟って、今日読んでもなお興味深い内容が含まれているように思われる⁸⁰。法情報調査教育のあり方に関する、前節のような批判乃至論争の生じたきっかけの一つが彼の著作であったことは、そこにおける彼の指摘や分析が、時を経てもなお論じられるに相応しい普遍的な内容を含んでいたからであろう。

二つ目は、法律文献に関する記述の例を本書に著し、(狭義の)法律文献学の発展の可能性を示したことだろうか。先述のようにヒックスは、法律家が資料を適切に選択し法情報調査を行うために、その歴史的な把握が有用であると考えた⁸¹。彼は、法律文献学を法情報調査教育に資するものとして示したが、その研究の基盤については明示しなかったようである。彼は、長年法律図書館の整備に携わってきたライブラリアンであり、そのような立場としても、資料の歴史的な把握の重要性をよく知る者だった。法律文献学が法情報調査教育に資するのはその一面であって、有用性のすべてというわけではないだろう。法律資料に関するヒックスの記述は、第3節で紹介したように、それに関連する幅広い知識に裏付けられたものだった。法律文献学は、資料の歴史的な把握への道程として、そのあり方に影響を与えるあらゆる事に関連すると考えるのが妥当であるように思われる。それは例えば、次のような諸点とも関連を持っている。すなわち、法制度や法実務のあり方、編集・発行における官民それぞれの関与、情報量の増大に伴い発行・調査コストを低減するための工夫、信頼性の維持、媒体に関する技術の発達、資料の流通や通信に関する事情等である。資料の歴史的な把握について一層真剣に取り組む必要があるのは、法学教育を受ける者よりも、ライブラリアン、

⁷⁸ 今日の教育科目名等として Legal Writing を「法文書作成」と訳す例がありこれに倣う(中網・前掲注(27)111頁)。なお、Legal Reasoning(「事案を論理的に分析しそれを統合して一定の結論を導くという作業」と Legal Writing(「その分析→統合→結論の過程を文章化するという作業」)の二つを併せて「法律文書作成」の内容と考える例がある(田中豊・前掲注(27)(「初版はしがき」))。

⁷⁹ Rombauer, 25 *Journal of Legal Education* at 540 (cited in note 77). なお著者は brief making と legal writing の相違について特に説明をしていない。

⁸⁰ Chiorazzi and Esposito, 28 *Legal Reference Services Quarterly* at 9-30 (cited in note 14)は、ヒックスの1918年の論考(前掲注(19))を今日読む意義について述べている。彼がそこで指摘した法情報調査教育に関する問題点は、今日のロー・スクールにおいて必ずしも解決されているわけではなく、依然として様々な対応が試みられているためである。

⁸¹ Hicks, *Materials and methods of legal research* at 16-17 (cited in note 25); Hicks, 11 *Law Library Journal* at 6 (cited in note 19).

またあるいは判例集などの法律資料を編纂する者なのかもしれない。そのような知識は、ライブラリアンが蔵書・調査環境を形成・評価する場面や、利用者に法律資料・データベースを案内する場面に無関係なものではなく、また法律資料・法情報データベースの編纂者が、今後に向けてそれらのあり方を検討・改善する場合にも無関係なものではない。法律資料等を研究する者がそれらに関する記述と評価を適切に行うことは、そのような知識を必要とする者の参考に資するのではないだろうか。ヒックスの業績はそのような可能性も示しているように思われる。

(表1) Frederick Charles Hicks, *Materials and methods of legal research with bibliographical manual* (The Lawyer's Co-operative Publishing Company 1923). 高さ23cm、626頁

Preface		Part II.	Law Libraries
Introduction		Chapter XIV.Division I.	General Information
Part I.	Law Books and their Use	Chapter XIV.Division II.	Law Library Catalogues
Chapter I.	The Art of Legal Research	Chapter XIV.Division III.	Arrangement of Books in Law Libraries
Chapter II.	Statute Law and Statue Law Books	Chapter XIV.Division IV.	Selected Bibliography of Law Libraries
Chapter III.	Case Law and Law Reports		
Chapter IV.	English Law Reports	Part III.	Bibliographical Manual
Chapter V.	Law Reports in the United States	Appendix I.	Books and Articles about Law Books
Chapter VI.	Appeal Papers as Legal Literature	Appendix II.	List of Legal Abbreviations
Chapter VII.	Treatises	Appendix III.	Tables of Regnal Years
Chapter VIII.	Legal Periodicals	Appendix IV.	List of English, Irish, Scottish and Canadian Law Reports
Chapter IX.	Arrangement of Materials in Law Books	Appendix V.	List of American Law Reports
Chapter X.	Legal Dictionaries	Appendix VI.	List of Anglo-American Legal Periodicals
Chapter XI.	Legal Encyclopaedias	Index	
Chapter XII.	Digests		
Chapter XIII.	Search Books		

(表2) Frederick Charles Hicks, *Materials and methods of legal research with bibliographical manual* (The Lawyer's Co-operative Publishing Company 2d ed 1933). 高さ25cm、xvi、651頁

Preface		Chapter XV.	Digests
Introduction		Chapter XVI.	Search Books
Part I.	Law Books and Their Use	Chapter XVII.	Loose Leaf Services
Chapter I.	The Scope of Legal Research	Chapter XVIII.	In the Law Library
Chapter II.	The Notion of Change in Law		
Chapter III.	Change, Certainty and Prediction	Part II.	Bibliographical Manual
Chapter IV.	A Battle of Books	Appendix I.	The Lawyer Afield
Chapter V.	Statute Law and Statute Books	Appendix II.	Jurisprudence (Supplementing Chapters II and III)
Chapter VI.	Case Law and Law Reports	Appendix III.	Books and Articles about Law Books
Chapter VII.	English Law Reports	Appendix IV.	Tables of Regnal Years-Law Terms-Statutes
Chapter VIII.	Law Reports in the United States	Appendix V.	List of British Law Reports
Chapter IX.	Appeal Papers as Legal Literature	Appendix VI.	List of American Law Reports
Chapter X.	Treatises	Appendix VII.	List of American State Courts
Chapter XI.	Legal Periodicals	Appendix VIII.	Check List of Bar Association Proceedings
Chapter XII.	Arrangement of Material in Law Books	Appendix IX.	List of Anglo-American Legal Periodicals
Chapter XIII.	Legal Dictionaries	Appendix X.	List of Legal Abbreviations
Chapter XIV.	Legal Encyclopaedias	Index	

(表3) Frederick Charles Hicks, <i>Materials and methods of legal research</i> (The Lawyer's Co-operative Publishing Company 3d rev ed 1942). 高さ26cm、xiv、659頁		
Preface		Chapter XV. Digests of Case Law
Introduction		Chapter XVI. Loose Leaf and Other Services
Part I.	Scope and Theory of Legal Research	Chapter XVII. Search Books - Illustrative Bibliographical Problems
Chapter I.	The Scope of Legal Research	Chapter XVIII. Using a Law Library
Chapter II.	The Notion of Change in Law	
Chapter III.	Change, Certainty and Prediction	Part III. Appeal Papers, Brief Writing, and Oral Argument
		Chapter XIX. Section 1. Records of Appeal
Part II.	Research by Means of Law Books	Chapter XIX. Section 2. Brief Writing
Chapter IV.	A Battle of Books	Chapter XIX. Section 3. Oral Argument
Chapter V.	Statute Law and Statute Books	Chapter XIX. Section 4. Use of Appeal Papers in the Study of Cases
Chapter VI.	Case Law and Law Reports	Chapter XX. Illustrative Appeal Brief
Chapter VII.	English Law Reports	
Chapter VIII.	Law Reports in the United States	Part IV. Bibliographical Material
Chapter IX.	Administrative Agencies	Appendix I. Tables of Regnal Years and Law Terms
Chapter X.	Treatises	Appendix II. List of British Law Reports
Chapter XI.	Legal Periodicals	Appendix III. List of American Law Reports
Chapter XII.	Classification and Arrangement of Material in Law Books	Appendix IV. List of Anglo-American Legal Periodicals
Chapter XIII.	Legal Dictionaries	Appendix V. List of Anglo-American Legal Abbreviations
Chapter XIV.	Legal Encyclopaedias	Index

(表4) Chapter V. Law Reports in The United States
1. English and American Systems Compared.
2. Law Reports in the Colonies.
3. The Beginning of American Law Reporting, 1776-1803.
4. The Beginning of Official Reporting, 1803-1834.
5. Period of Transition, 1834-1870.
6. Present Systems of Reporting, 1871-date.
7. Federal Reports, Official and Unofficial.
8. Official State Reports.
9. Annotated Reports System.
10. The National Reporter System.
11. Special Subject Reports System.
12. The Bar and American Reports.
13. Evaluation of American Reports.
14. Bibliography. See Appendixes I(e) and V.

4. 「日本法令索引」をリニューアルしました

(国立国会図書館 調査及び立法考査局 議会官庁資料課)

国立国会図書館は、令和元（2019）年 12 月に法令議会情報に関する 4 つのデータベースをリニューアルしました。その概要をご紹介するとともに、この中から「日本法令索引」を取り上げて、新しい画面を用いながら変更点、利用方法をご紹介します。

1 4 つのデータベースのリニューアル

国立国会図書館では、法令議会情報に関するデータベースとして「日本法令索引」「日本法令索引〔明治前期編〕」「国会会議録検索システム」「帝国議会会議録検索システム」の 4 つのデータベースを提供しています。

今回のリニューアルでは、これらのデータベースの検索画面を一新し、トップページからキーワード検索ができるようにしました。また、アクセシビリティの向上（スマートフォン・タブレット画面への対応、読み上げソフトへの対応など）、従来のシステムにあった検索上限数の撤廃などの機能改善を行いました。

■ 国立国会図書館が提供する 4 つの法令議会情報データベース ■



日本法令索引<<https://hourei.ndl.go.jp/>> :

法律や行政機関が定めた政令・省令などの「法令」を、名称や法令番号、公布年月日などから検索できるようにしたデータベースです。明治 19（1886）年の公文式施行以後に公布された法令が収録されています。法令の制定から改廃までの沿革が分かるほか、国会・帝国議会に提出された法案について未成立のものを含めて審議経過を知ることができます。リンクをたどることで法令・法案の本文も参照できます。



日本法令索引〔明治前期編〕

<<https://dajokan.ndl.go.jp/>> : 慶応 3（1867）年 10 月

（旧暦）の大政奉還から公文式施行までに制定された法令が収録されたデータベースです。法令の制定・改廃経過、本文へのリンク情報が収録されており、日本法令索引と併せて参照することで近代国家成立から現在までの日本の法令情報を検索できます。



国会会議録検索システム<<https://kokkai.ndl.go.jp/>> :

第 1 回国会（昭和 22（1947）年 5 月開会）以降の本会議、委員会等の会議録の検索と、テキスト及び紙面画像の参照ができるデータベースです。衆議院、参議院、国立国会図書館が共同で構築・運用しています。



帝国議会会議録検索システム

<<https://teikokugikai-i.ndl.go.jp/>> : 明治 23（1890）年から昭和 22（1947）年までの帝国議会全会期について、本会議、委員会の速記録を紙面画像で

参照できるデータベースです。目次、索引情報はテキストによる検索が可能です。昭和 20（1945）年 9 月以降の速記録については、本文部分のテキストも収録されており、発言等から検索ができます。

2 日本法令索引の利用方法

ここではリニューアルした日本法令索引の利用方法をご紹介します（各画面右上の「ヘルプ（使い方ガイド）」で詳細な説明や使い方のヒントを紹介しています。そちらもぜひご覧ください）。

（1）キーワード検索

トップページからのキーワード検索が可能になりました。

キーワード検索では、入力されたキーワードが、法令・法案名（略称・通称も可）、法令番号、発令機関などの項目のいずれかに含まれているものを幅広く検索します。



（2）詳細検索

詳細検索の画面です。

詳細検索の「すべて」では、法令、法案（法律案・条約承認案件）すべてを対象として検索することができます。

法令だけを検索するには「法令検索」(A)のタブを、法案だけを検索するには「法律案・条約承認案件検索」(B)のタブを選択して下さい。



今回のリニューアルで、次の新たな項目で検索できるようになりました。

■ 日本法令索引の新たな検索項目 ■

- ・ **法案の提出者**が検索できます。議員提出法案は、法案の提出者全員の氏名から検索できます。
- ・ 法律・条約の公布年月日だけでなく、**国会での成立・承認の年月日**を指定して検索できます。
- ・ **法案の審議経過**を指定した検索ができます。また、趣旨説明、質疑、参考人招致、採決、附帯決議などの審議経過やその年月日を指定した検索もできます。

(3) 検索例

例として「公文書管理法」を検索してみましょう。

① 検索結果

トップページのキーワード欄に「公文書管理法」と入力して「検索」を押すと、検索結果が表示されます。

検索結果の中から「公文書等の管理に関する法律」を押すと、②の法令沿革の画面が表示されます。



② 法令沿革

公文書管理法の法令沿革が表示されます。法律の制定から現在までの改廃経過（改正年月日など）が分かります。

法令の本文情報へのリンクも併せて表示されます。現行の条文（総務省「e-Gov 法令検索」）、制定時の条文（衆議院「制定法令」）、法令の英訳（法務省「日本法令外国語訳データベースシステム」）などを参照できます。



③ 被改正法令

「被改正法令」の画面では、公文書管理法の施行により改正・廃止などの変更が加えられた法令の一覧が表示されます。

日本法令索引 シンプル表示トップ ヘルプ (使い方がガイド)

トップ → 検索結果一覧 → 公文書等の管理に関する法律 平成21年7月1日法律第66号

公文書等の管理に関する法律 (平成21年7月1日法律第66号)

法律番号: 平成21年法律第66号
公布年月日: 平成21年7月1日
通称: 公文書管理法
法令の形式: 法律
効力: 有効
分類: 行政一般/行政通則/文書・情報 / 行政一般/内閣府/行政組織・通則

法律案名: 公文書等の管理に関する法律案
提出回数: 第171回国会
種別: 閣法
提出番号: 41
提出者: 内閣
提出年月日: 平成21年3月3日
成立年月日: 平成21年6月24日

法令本文へのリンク
[総務省 e-Gov法令検索](#)
 法令を所管する各府省が確認した憲法・法律・政令・勅令・府令・省令・規程を閲覧できます。未施行法令一覧等もあります。
[衆議院 制定法律](#)
 第142回国会以降の国会で成立した法律の本文情報を閲覧できます。
[法務省 日本法令外国語訳データベースシステム](#)
 日本法令の英訳を閲覧できます。なお、翻訳は公定訳ではなく法的効力はありません。
[法務省 日本法令外国語訳データベースシステム](#)
 日本法令の英訳を閲覧できます。なお、翻訳は公定訳ではなく法的効力はありません。

法律案・条約承認案件本文へのリンク
[衆議院 議案](#)
 第142回国会以降の国会に提出された議案の本文情報を閲覧できます。
[参議院 議案情報](#)
 第153国会以降の国会に提出された法律案・条約案の審議経過と本文(又は要旨)を閲覧できます。

法令沿革 10件 被改正法令 7件 審議経過 25件

改正: [刑事訴訟法 \(昭和23年7月10日法律第131号\)](#)
 改正: [行政機関の保有する情報の公開に関する法律 \(平成11年5月14日法律第42号\)](#)
 改正: [国立公文書館法 \(平成11年6月23日法律第79号\)](#)
 改正: [内閣府設置法 \(平成11年7月16日法律第89号\)](#)
 改正: [総務省設置法 \(平成11年7月16日法律第91号\)](#)
 改正: [独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律 \(平成13年12月5日法律第140号\)](#)
 改正: [独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律 \(平成15年5月30日法律第59号\)](#)

④ 審議経過

「審議経過」画面では、法案の国会（又は帝国議会）での審議経過が分かります。法案の趣旨説明、質疑、採決など審議経過の一覧が表示されます。

会議録名を選択することで、国会会議録検索システム（又は帝国議会会議録検索システム）の会議録本文の該当部分が表示され、審議内容を確認することができます。

日本法令索引 シンプル表示トップ ヘルプ (使い方がガイド)

トップ → 検索結果一覧 → 公文書等の管理に関する法律 平成21年7月1日法律第66号

公文書等の管理に関する法律 (平成21年7月1日法律第66号)

法律番号: 平成21年法律第66号
公布年月日: 平成21年7月1日
通称: 公文書管理法
法令の形式: 法律
効力: 有効
分類: 行政一般/行政通則/文書・情報 / 行政一般/内閣府/行政組織・通則

法律案名: 公文書等の管理に関する法律案
提出回数: 第171回国会
種別: 閣法
提出番号: 41
提出者: 内閣
提出年月日: 平成21年3月3日
成立年月日: 平成21年6月24日

法令本文へのリンク
[総務省 e-Gov法令検索](#)
 法令を所管する各府省が確認した憲法・法律・政令・勅令・府令・省令・規程を閲覧できます。未施行法令一覧等もあります。
[衆議院 制定法律](#)
 第142回国会以降の国会で成立した法律の本文情報を閲覧できます。
[法務省 日本法令外国語訳データベースシステム](#)
 日本法令の英訳を閲覧できます。なお、翻訳は公定訳ではなく法的効力はありません。
[法務省 日本法令外国語訳データベースシステム](#)
 日本法令の英訳を閲覧できます。なお、翻訳は公定訳ではなく法的効力はありません。

法律案・条約承認案件本文へのリンク
[衆議院 議案](#)
 第142回国会以降の国会に提出された議案の本文情報を閲覧できます。
[参議院 議案情報](#)
 第153国会以降の国会に提出された法律案・条約案の審議経過と本文(又は要旨)を閲覧できます。

法令沿革 10件 被改正法令 7件 審議経過 25件

[審議経過が含まれている会議録を対象として検索する \(国会会議録検索システム\)](#)

第171回国会 衆議院 内閣委員会 第11号 平成21年5月22日 テキスト表示 PDF
 趣旨説明 p.17

第171回国会 衆議院 内閣委員会 第11号 平成21年5月22日 テキスト表示 PDF
 議案 p.17-24

第171回国会 衆議院 内閣委員会 第12号 平成21年5月27日 テキスト表示 PDF
 質疑 p.1-26

第171回国会 衆議院 内閣委員会 第13号 平成21年5月29日 テキスト表示 PDF
 参考人招致 p.1-8

第171回国会 衆議院 内閣委員会 第13号 平成21年5月29日 テキスト表示 PDF
 参考人質疑 p.8-17

第171回国会 衆議院 内閣委員会 第14号 平成21年6月10日 テキスト表示 PDF
 修正案動議説明 p.1-2

5. 主要活動日誌 (2019. 9~2020. 10)

2019. 9. 13	法律図書館連絡会第 62 回総会 (立正大学図書館)
2019. 11. 12	図書館総合展フォーラム「知っ得☆法情報とレファレンス・サービス」
2019. 12. 6	2020 年度第 1 回幹事会 (国立国会図書館)
2020. 6. 26	2020 年度第 2 回幹事会 (オンライン会議)
2020. 9. 25	2020 年度第 3 回幹事会 (オンライン会議)
2020. 10. 23	法律図書館連絡会第 63 回総会 (メール開催。メール送信日)

<編集後記>

今年 4 月に編集委員長を引き継ぎました牛島靖政と申します。よろしくお願いたします。前任に引き続き加盟館等の情報共有に資するよう、誌面の充実に努めたいと思っております。どの館におかれましてもまだまだ、感染症対策を取りつつサービスをご提供されていることと思っておりますが、今度ともご協力いただけると幸いです。

(法律図書館連絡会「法図連通信」等編集委員会 牛島 靖政)

今年に入って全世界に広がった新型コロナウイルス感染症。その影響は大きく、各加盟館におかれましても様々なお苦勞があったことと思っております。

そんな状況下において無事に『法図連通信』第 52 号を発行できましたことに、例年にも増して感謝の気持ちでいっぱいです。ご協力いただいた皆様に御礼申し上げます。

来年は皆様と直接お会いできますよう、心から祈るばかりです。

(法律図書館連絡会「法図連通信」等編集委員会 小和田 智子)

2020 (令和 2) 年 10 月 23 日

法 図 連 通 信 第 52 号

発行 [法律図書館連絡会](#)

編集 法律図書館連絡会「法図連通信」等編集委員会

(国立国会図書館調査及び立法考査局議会官庁資料課内)

〒100-8924 東京都千代田区永田町 1-10-1

電話 : 03-3581-2331 (代) 内線 21601 FAX : 03-3591-3655

E-Mail : hogikai@ndl.go.jp